

令和8年第7回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和8年7月27日 15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 8番 市川 豊 会長

委員 1番 萩野 章 委員 2番 牧 正行 委員
3番 川村 定之 委員 4番 中野 智美 委員
5番 岩本 直美 委員 6番 水野 俊弘 委員
7番 萩野 淑子 委員 9番 武田 住男 委員
10番 堀之内 和志 委員
11番 山本 裕子 委員

推進委員 伊藤 修 委員 加藤 秀幸 委員
福安 之也 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員 村瀬 隆粹 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 川合 陸仁
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
	議案第 4 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第 5 号	農業経営改善計画認定申請書について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	現況証明願について
		競公売に伴う買受適格証明願について
		農地を農業用施設に使用する届出書について
		生産緑地のあっせん願について

開会	(15 : 00)	
	事務局長	本日は12名の委員さんにご出席いただきました。全員揃いましたので、只今より令和8年第7回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	議長	▲会長挨拶 議案に入る前に、本日の議事録署名者は、1番と2番の委員の両名ですのでお願いいたします。 なお、今回初めての委員も見えるので、会議の基本ルールについて後ほど事務局から説明してもらいます。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	事務局	本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。
	議長	それでは、議案に入る前に、今回から定例の総会となるため、会議に関する基本ルールとして日進市農業委員会会議規則について事務局から説明してもらいます。
	事務局	(説明「日進市農業委員会会議規則」)
	議長	説明が終わりましたが、何かご質問はございますか 質問もないようですので、それでは議案に入ります 始めに議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1ページをご覧ください。 新任の方もいますので、細かく解説をしながら進めさせて頂きます。 農地法では、優良な農地を確保する為に、農地の「売買・貸借・転用」には制限があります。 農地法第4条では、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内の農地を、住宅や駐車場など農地以外の用途

		に転用する目的で、農地の所有者自らが転用を行う場合には、農業委員会を経由して都道府県知事の許可を受ける必要があります。 転用の許可については、立地基準と一般基準があり、その両方の基準に合っているかどうか審査のポイントになります。 基準の内容については、お手元の表の「農地転用フロー図」の黄色枠と青枠をご覧ください（簡単に説明）。 それでは、議案説明に入ります。 番号１番の自己用住宅として建築するものについて説明します。 場所は、議案書２ページをご覧ください。 申請地は三本木保育園より東に約２００メートルの位置に所在する１筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地で、面積は１４９㎡です。 申請者は現在、市外で家族３人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地及び一体利用地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 お手元の表をご覧ください。 立地基準である農地法第４条第６項第１号の農地区分については、３種農地と判断され、原則転用可能でありますので支障ありません。 第２号の代替性に関しては３種農地ですので、該当ありません。 表の裏面をご覧ください。一般基準については第３号から第６号です。 第３号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」についてですが、 （ア）資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 （イ）転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 （ウ）許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。
--	--	---

		(エ) (オ) (カ) については、一体利用地を含めた都市計画法上の見込みについて確認しておりますので、支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、分家住宅の建築という事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第４号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地北東側の既設側溝へ放流をする計画となっております。 第５号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第６号の一時転用に関する項目については、該当ありません。 以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。議案第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議長	議案第１号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	一体利用地とありますが、全体に合わせてどれくらいの面積になるのか。面積制限があると思いますが、今回の場合はいいでしょうか。
	事務局	一体利用地を含めた面積は４１１㎡となっております。制限は、農地法の事務処理手引き上、住宅の場合は原則５００㎡以下とあります。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。議案第１号について賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)

		が確実と認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。 (エ) (オ) (カ) については、都市計画法上の見込みについて確認しており、また一体利用地がないので支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、分家住宅の建築という事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地北西側に新設する側溝へ放流をする計画となっております。 第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第6号、第7号、第8号については、該当ありません。 以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 番号8番の駐車場として利用するものについてご説明いたします。 場所につきましては、議案書5ページをご覧ください。 申請地は白山交差点の南側の位置に所在する3筆で、いずれも、登記地目は田、現況地目は畑で、西側の2筆が323㎡、東側の1筆が305㎡です。 申請法人は昭和42年に設立、本社を名古屋市名東区に置き、車両販売や車両点検・整備等を行っております。 今後の業務拡大に伴い、展示・保有車両が増加することが見込まれるため、前田2番3にて展示車両置き場として計画をしたものです。 また、従業員用駐車場も不足しており、車通勤をしている
--	--	--

		従業員 20 名に対して、12 台分の従業員用駐車場しか確保されておらず、詰め込み駐車をしている現状があり、安全面にて支障をきたしております。そのことから、前田 2 番 5 及び 3 番 1 にて従業員用駐車場の計画をしたものです。 立地基準である農地法第 5 条第 2 項第 1 号の農地区分及び 2 号については、 前田 2 番 3 については、原則転用可能である、3 種農地と判断されますので支障ありません。 前田 2 番 5 及び 3 番 1 については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である 2 種農地と判断され、申請書により代替する土地がないことを確認できており、支障ありません。 一般基準については第 3 号から第 8 号です。 第 3 号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。 (エ) (オ) (カ) 他の行政庁の許可・認可等については支障がなく、また一体利用地は既に使用しているので支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、理由書及び必要台数の根拠資料により、事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第 4 号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、自然浸透及び既設側溝へ放流させる計画となっており、周辺の農地に影響はありません。 第 5 号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。
--	--	---

		第6号、第7号、第8号については、該当にあたりません。以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 9番の住宅敷地として利用するものについてご説明いたします。 申請地は、米野木区民会館の南東に約200メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目ともに雑種地で、面積は2.58㎡です。 申請者は現在、市外で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で、息子夫婦の住宅がある北東側の宅地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 しかし、該当地は接道要件が取れず、申請地を宅地への通路として利用することで接道要件を満たすことができるため、申請地の利用を必要とするものです。 立地基準である農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断され、申請書により代替する土地がないことを確認できており、支障ありません。 一般基準については第3号から第8号です。 第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。 (エ) (オ) (カ) については、一体利用地の都市計画法上の見込みについて確認しており、支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、住宅建築という事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、自然浸透させる計画となっており、周辺の農地に影
--	--	--

	響はありません。 第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第6号、第7号、第8号については、該当にあたりません。以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 次に、10番の駐車場として利用しているものについて説明します。 申請地の場所につきましては、議案書7ページをご覧ください。 申請地は日進北小学校の南の位置に所在する2筆で、登記地目、現況地目ともに畑で、合計面積は合計41㎡です。申請者は、昭和59年に芝内80番5を諸官庁の許可を得ず、舗装し、現在まで駐車スペースとして使用している状況であり、違反状態を是正するため、始末書を添付し、農地転用の許可申請がされたものです。 また、芝内81番3については、申請者にはそれぞれ家庭を持つ3人の子がいますが、来訪時の駐車場がなく、自宅前の道路にやむを得ず停めており、安全面・防犯面で支障をきたしている為、来客用駐車場を計画したものです。 立地基準である 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断され、申請書により代替する土地がないことを確認できており、支障ありません。 一般基準については第3号から第8号です。 第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。
--	---

		(エ) (オ) (カ) 他の行政庁の許可・認可等については支障がなく、また一体利用地は既に使用しているので支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、自然浸透させる計画となっており、周辺の農地に影響はありません。 第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第6号、第7号、第8号については、該当にあたりません。以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 次に、11番の駐車場として利用するものについて説明します。 申請地の場所につきましては、議案書8ページをご覧ください。 申請地は日東保育園の北西に約250メートルの位置に所在する3筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、農地面積は合計430㎡です。 申請者は平成13年に法人設立し、主に建築工事業、塗装工事業等を営んでおります。 令和4年に申請地東側において申請者の事業所を建築し、事業所敷地内にトラック等の駐車場を設け、申請地西側についてもトラック等を駐車しております。 令和6年頃より業務量が増加し、敷地内の駐車スペースに資機材を置く形をとらざる得なくなり、敷地内にトラック等を十分に駐車出来なくなってきました。 そこで、事業所に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、施設に隣接することから防犯面に優れ効率よく活用が出来る申請地をやむをえず選定したのとなります。 なお、申請地は、令和8年2月の農業委員会で農振除外の
--	--	--

		申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。 立地基準である農地法第5条第2項第1号の農地区分については、農地法第5条第2項第1号の農地区分について第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張に供するものに該当するため、支障はありません。 一般基準については第3号から第8号です。 第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。 (エ) (オ) (カ) 他の行政庁の許可・認可等については支障がなく、また一体利用地は既に使用しているので支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、申請書から支障がない計画と確認し、排水については、自然浸透させる計画となっており、また、小堤により東側既設の敷地内側溝に流れるようにするため、周辺の農地に影響はありません。 第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第6号、第7号、第8号については、該当にあたりません。 以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 次に、12番の住宅を建築するものについて説明します。 申請地の場所につきましては、議案書9ページをご覧ください。
--	--	--

		申請地は、はくさん幼稚園の北東に約200メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに田で、農地面積は398㎡です。 申請地は現在、市内の住宅で家族と暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 申請者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、父親が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。 なお、申請地は、令和8年2月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」についてですが、 (ア) 資力については、申請書から、資金調達の見込みの確認ができています。 (イ) 転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。 (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書から、遅延なく着工する計画とされていますので支障はありません。 (エ) (オ) (カ) については、都市計画法上の見込みについて確認しており、また一体利用地がないので支障はありません。 (キ) 計画面積の妥当性については、分家住宅の建築という事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。 第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、 申請書から、乗入については、水路にボックスカルバートを設置し、その上にアスファルトをし、通行します。 排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地北西側に新設する側溝へ放流をする計画となっており、外周はブロックを積み、農地への土砂の流出を防除します。
--	--	---

		また、建物は平屋で、周辺農地への日照通風等の影響を及ぼすものではない計画となっています。 第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。 第6号、第7号、第8号については、該当にあたりません。 以上から、立地基準及び一般基準において、転用の許可基準を満たすものと思われます。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	9番ですが、現状サツマイモを作っていたと思いますが、その隣ですか。
	事務局	現地見ましたが、サツマイモが植わっていたかはわかりません。
	委員	11番ですが、除外手続き中ということですが、現状もう車が止まっていたますが、よいのでしょうか。
	事務局	いつの時点かわかりませんが、私たちどもが現地に確認しに行った時点だと、止まっていませんでした。 止まっているようだったらまだ許可が出ていないので止めてはいけないと連絡します。
	委員	7番のところですけども、西側のところの道路って6メートルのセットバックは関係ないですか。
	事務局	2項道路で4m未満であればセットバックが必要です。
	委員	あと、盛土してあるから、あのままできつとできないと思

		います。
	事務局	設計図上、盛土してある上に、建築する図面となっていますので、そのまま建てるのかと思われます。
	委員	１２番のところで、説明では分家住宅というふうに聞いたが、議案書はただ住宅建築となっている。
	事務局	説明が正しいです。失礼しました。
	委員	１２番でこのブロックの高さはどれくらいで
	事務局	図面上６段のブロックで、１．５ｍです。
	委員	建築に伴いそれだけ土が入るということだ。所管はどこか。
	事務局	今回建築を伴うものですので、県及び都市計画課が所管にはなります。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第２号について賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第２号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」１０ページをご覧ください。 まず、相続税の納税猶予について簡単に説明いたします。農地等の相続税の納税猶予は、農業を営んでいた又は特定

		貸付を行っていた被相続人から相続等により農地等を取得し、引き続き農業を営む又は特定貸付を行う場合には一定の要件の下に相続税の一定税額の納税が猶予される制度です。 被相続人の主な要件は、死亡の日まで農業を営んでいた者、農地等の生前一括猶予をした者、死亡の日まで特定貸付を行っていた者などです。 相続人の要件は、被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者、被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに特定貸付を行っていた者などです。 特例を受ける農地等の主な要件は、被相続人が農業の用に供していた農地等又は特定貸付や営農困難時貸付を行っていた農地等で申告期限までに遺産分割されているものなどです。 これらの制度の適用を受けるときは、税務署への申請の添付書類として、農業委員会が発行する証明書が必要となります。 番号２番の案件について説明いたします。 場所につきましては、議案書１１ページをご覧ください。申請地は、日進消防署西出張所から北西の位置に所在する１筆です。 令和８年１月に亡くなられた被相続人が所有し、特定貸付がされている農地を申請者が相続されるものです。 市街化調整区域の農地においては、納税猶予をかけることにより、終身営農として維持していくことの本人承知があり、また、相続後も引き続き貸付が行われているため、特に問題はないと思われます。 議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	議案第３号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	何歳の方ですか？

	事務局	年齢は 70 歳の方です。
	委員	今この地主でなくて他の人が耕作している。
	事務局	特定貸付がされていて、亡くなった後も特定貸付が引き継がれるものです。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 3 号について賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第 1 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 生産緑地地区は、市街化区域内の農地の保全を目的に、都市計画法で指定された農地であります。当該農地で農業に主に従事する者が死亡もしくは故障等により農業に従事することが不可能になった場合や生産緑地地区の都市計画の公告日から 30 年が経過した場合には、当該農地の買取り申し出を行うことができ、その際に、農業委員会が、当該生産緑地の主たる従事者が誰であるかの証明をする必要があります。 番号 3 番の案件について 12 ページをご覧ください。 場所につきましては、中段の地図をご覧ください。 対象地は、名古屋ゴルフ倶楽部和合コースより西に約 300 メートルの位置に所在する 1 筆です。 申請者は、対象地を特定生産緑地として所有し、また、主たる従事者として農地利用しておりましたが農作業ができ

		ない旨の医師の診断が出ています。 申請者への聞き取り、診断書の内容、農地の管理状況から申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われます。 議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	議案第４号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。議案第４号について賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第４号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第５号「農業経営改善計画認定申請書について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第５号の案件について説明します。 まず、この「農業経営改善計画書」の手続きについて説明します。 農業経営改善計画の認定とは、農業経営基盤強化促進法第１２条第１項において、「市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる」とされています。この認定をうけることにより、「認定農業者」になることができます。 そして、この認定にあたっては、前述の基盤強化法第１２条第５項に「同意市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該

		当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。」とあります。次に掲げる要件とは、「①基本構想に照らし適切なものであること②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること③その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること（※計画の達成が確実であるか）」であります。 議案第５号の案件は、日進市が認定をする経営改善計画について、農業委員会の意見を聴取するものになります。本件の申請者は、前回は個人で認定を受けていましたが、前回の認定から約５年が経過したことに伴い、法人名義で、再認定を受けるために今回の申請に至ったものです。 続いて、申請された計画の概要についてご説明いたします。 申請者は、いちごの生産を中心とした経営を行っており、いちご狩り・いちごの直売及び販売を行っています。既に、日進市の基本構想の基準以上の所得を得ていますが、５年後も現状を維持し労働時間も減らしていくことを目指した計画となります。 次のページをご覧ください。 生産方式の合理化に関する現状と目標措置については、現在、無農薬又は防除回数を低減した苗による試験的生産を実施しております。また、現在の栽培している品種での生産量が少ないといった課題がありますが、今後も引き続き試験的開発及び生産を行い、無農薬又は防除回数を低減したイチゴの販売を目指します。 経営管理の合理化に関する現状と目標措置については、開業時より情報発信については口コミによる周知を行っており、今後も費用対効果の面から、広告 SNS 発信は、行う予定はなく、ブランド価値を高めることで集客を増やしていく目標です。 農業従事の態様の改善に関する現状と目標措置については、家族とパートにて対応していますが、土日祝・年末年始は人手が不足している課題があるため、安定的な人材の確保や研修生の受け入れも行っている等人材確保を目指します。 その他農業経営の改善に関する現状と目標措置について
--	--	--

		は、気候変動等の課題もあるなか、農業制度資金や補助事業を検討します。 当該申請計画は、前回認定時の計画を基にしつつ、時代や経営環境に即した改善点が反映されており、日進市の農業振興基本構想に適合するものであると認められます。また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点からも適切な計画であると考えております。 本申請につきましては、農業委員会のご意見をいただいた上で、認定農業者として再認定することに支障はないものと考えております。 それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	議長	議案第５号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員	イチゴの生産量が令和１３年には７ｔから１０ｔになっていますが、所得は現状と１３年とほぼ一緒になっている。
	事務局	所得については、目標を達成している為現状維持、生産量は増やしていきたいというヒアリングの結果で、今回は県と確認をとってこのように記載しています。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第５号について賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第５号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、「専決」について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告) 専決１号　３条届出　　　　　１件 専決２号　４条届出　　　　　１件

		専決３号　５条届出　　　　　　　　１０件
	議長	専決について何かご意見・ご質問等はございますか ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、「その他」について事務局より報告いたします。
	事務局	(事務局から報告。その他について一括で報告) ・現況証明願について ・競公売に伴う買受適格証明願について ・農地を農業用施設に使用する届出書について ・生産緑地のあっせん願について
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、「その他」については終わります。
	議長	それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和８年第７回農業委員会を終了させていただきます。 事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	・来月の農業委員会 ８月２７日(木)午後３時　本庁舎４階第２会議室 ・来月の農地パトロールについて 事務連絡は以上となります。
	議長	長時間のご審議、大変お疲れ様でございました。これにて本日は解散といたします。誠にありがとうございました。
	(16 : 10)	